

行防止キャンペーンとして「社会のしつけ運動」も推進した。これらに加え、各地域における青少年団体、例えば、ボーイスカウトやガールスカウト、野外活動協会（O A A）、Y M C A など、昭和四十二年に発足した兵庫県青少年団体連絡協議会に加盟する多様な活動主体と連携し、青少年の健全育成の促進にも注力した。

#### 第四節 社会福祉の充実に向けた体制づくり

##### 一 貧困問題への対応

生活保護 第二次世界大戦終結後の日本に残されたのは、荒廃した国土と数多くの生活困窮者であった。

##### 制度の確立

例えば、終戦直後には救護法（昭和四（一九二九）年制定）などの公的扶助法規の適用者が五

〇万人に達していた。幣原喜重郎内閣は、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指令を受けて昭和二十年十二月に生活困窮者緊急生活擁護要綱を閣議決定した。同要綱に基づき、昭和二十一年四月から生活困窮者に全額国費で生活必需品や仕事等の給付が行われている。

その後も昭和二十一年にGHQの指令の下で生活保護法（旧法）、二十五年には旧法を全面的に改正した生活保護法が、それぞれ制定された。昭和二十五年の生活保護法改正によって、生活保護の制度は二十二年施行の日本国憲法第二五条に定められた生存権を担保するものになった。生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助が含まれている。生活保護に係る業務は、福祉事

務所が担当した。福祉事務所は、社会福祉事業法（昭和二十六年制定、平成十二（二〇〇〇）年から社会福祉法）に基づき設置される地方自治体の機関になる。

昭和二十年代は、戦災復興や経済の再建が焦眉の課題であり、貧困問題も深刻であった。これらを背景に生活保護が活用され、保護率は高水準のまま推移した。

昭和三十年頃から高度経済成長が始まると、雇用機会の増加あるいは賃金の上昇もたらされた。国民所得の水準の高まりや、生活保護の在り方をめぐり提訴された朝日訴訟の第一審判決（昭和三十五年、原告側勝訴）を背景に、三十六年度から生活保護基準は大幅な引き上げが行われるようになった。保護基準の算定方式も、マーケット・バスケット方式（昭和二十三〜三十五年、最低生活に必要な飲食物費や衣類など個々の品目を積み上げて算出）から、エンゲル方式（三十六〜三十九年、栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げ、低所得世帯のエンゲル係数から逆算し算出）、更に格差縮小方式（四十〜五十八年、一般国民との格差を縮小するため、一般国民の消費水準の伸び率以上に引上げ）へと変更されている。こうした動きとともに、経済成長の下で稼働能力のある生活保護世帯は経済的自立を果たし、年金・医療などの社会保障制度の充実も図られた。そのため全国的に生活保護の利用者は減少し、保護率が低下していった。

#### 兵庫県の生活保護の状況

図99のとおり兵庫県の生活保護の状況は、高度経済成長の続いていた昭和四十年代初頭から半ばにかけて、被保護世帯数が漸増の傾向、被保護人員が漸減の傾向を、それぞれ示している。ところが、昭和四十八年の第一次石油危機以降は、県内で被保護世帯数、被保護人員数ともに増加の一途をたどった。保護費総額は、昭和四十三年度から五十四年度にかけて増加し続けている。

理由とする割合が五・二%であった。十五年度に〇・九〇%、五十年度に一・〇一%と推移している。なお、昭和五十年代の県内の保護率は、一%をを下回らないままであった。

生活保護は、居室において現金給付として行うことを原則としていた。しかし、被保護世帯の状況によっ

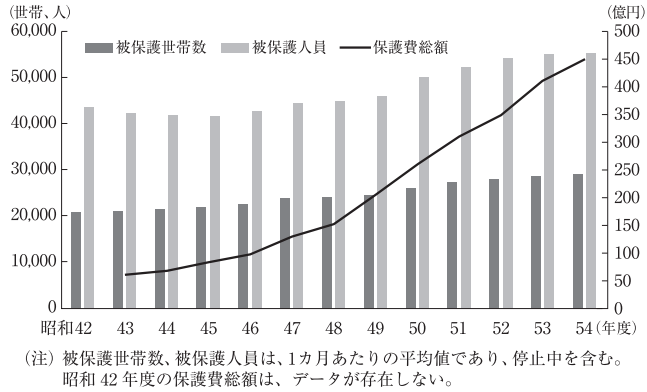


図 99 被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移  
〔「生活保護統計」『生活保護統計年報』より作成〕

兵庫県内の被保護世帯の構成比は、昭和五十二年九月時点で傷病・障害者世帯が四四・〇%と最も多く、高齢者世帯が三四・二%、母子世帯が一・四%、その他が一〇・四%となっていた。また、世帯主が働きながら保護を受けている世帯は、昭和三十五年に世帯総数の三七・四%を占めていたが、五十二年九月には一九%まで低下した。各種扶助のうち、生活扶助の受給者が最も多く、住宅扶助、医療扶助、教育扶助がそれに続いていた。それから、図100のとおり生活保護の被保護実人員の約六割は県南部の市部（神戸市、尼崎市、姫路市）に居住していたほか、昭和五十年代になるにつれて市部の割合（とりわけ神戸市の割合）が拡大していつている。

生活保護の開始に至った理由で、最多であったのは傷病によるものである。昭和五十二年時点では、世帯主の傷病（傷病以外の理由が伴っている場合を含む）を理由とする割合が六七%、世帯員の傷病を

資金の貸付決定額は、昭和四十五年度が一億五七三三万円（七八七件）、五十年年度が二億二九六〇万円（六二七件）であった。

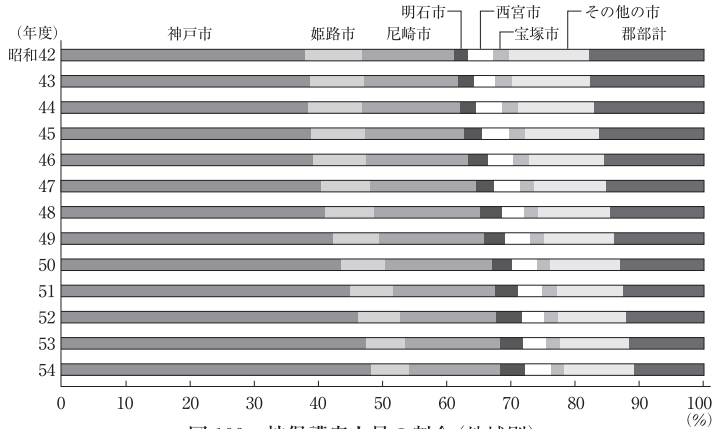


図 100 被保護実人員の割合 (地域別)  
 (『生活保護統計』『生活保護統計年度報』より作成)

ては施設に收容し、またはこれを利用して行う必要もあつた。そのため兵庫県内に生活保護施設が設置された。それらの昭和五十四年時点での状況は、救護施設が五カ所（定員三五四人）、更生施設が一カ所（定員八〇人）、医療保護施設が二カ所（定員二六九人）、授産施設が一カ所（定員一〇〇人）となっている。

生活保護を受給していない低所得者・世帯への資金援助も実施された。具体的には、昭和三十年に創設された世帯更正資金貸付制度に基づく支援である。同制度は、低所得世帯や身体障害者手帳の交付を受けた者のいる身体障害者世帯に対して生業費、療養費といった資金を低利または無利子で貸し付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ろうとするもので、各都道府県の社会福祉協議会が担当した。兵庫県では、申請者が民生委員に申請し、市（区）・町・郡の社会福祉協議会及び兵庫県社会福祉協議会での審査を経て、貸付決定・交付される仕組みとなっていた。県内の世帯更正

## 二 国民皆年金体制の実現

昭和二十年代から三十年代前半にかけて、各種共済組合の設立、二十九年の厚生年金保険法（新法）の制定など年金制度の構築が図られた。他方で農林漁業者及び自営業者らは、その対象から外されていた。加えて高齢人口の増加や核家族化の進行を受けて、全国民を対象とした年金制度の導入が検討されるに至った。昭和三十四年の国民年金法の制定により国民年金制度が創設され、三十四年の福祉年金と三十六年の拠出年金の導入に伴い、国民皆年金体制が実現した。これは、日本国内に住所をもつ二十歳以上六十歳未満の日本国民で、他の公的年金制度に加入していない者を国民年金の被保険者とする取組になる。付言しておく、在日外国人（特に在日韓国朝鮮人）については、保険料を納付し続けていたにもかかわらず国籍条項を理由に年金支給を拒否され、昭和五十年代に裁判へと発展（原告側の勝訴）し、「誤適用」を理由に救済されるという事態が生じていた。

国民年金の被保険者は、農林漁業者、自営業者、厚生年金保険（以下、厚生年金）の適用されない中小企業の被用者など（強制加入被保険者）であり、他の公的年金制度の加入者の配偶者や学生の任意加入も認められていた。国民年金には、被保険者があらかじめ一定の保険料を納付し、それから給付を受ける拠出年金（老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金）と、制度が開始された時点で既に老齢・障害・母子の状態にある人などに保険料を納めなくても年金が支給される福祉（無拠出）年金（老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金）の二種類がある。

兵庫県内の国民年金被保険者数の推移は、図101のとおりである。これによると、強制加入被保険者は横ば

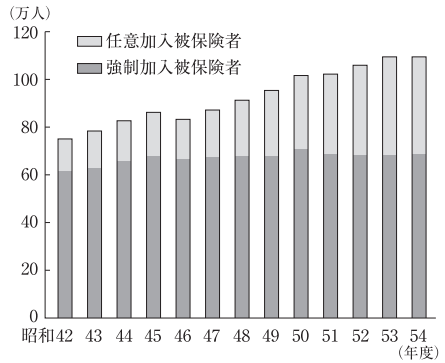


図 101 国民年金被保険者数の推移  
 (『兵庫県民福祉白書』より作成)

いであるのに対して、任意加入被保険者が増加傾向を示している。昭和五十年度に県内の被保険者の総数は、一〇〇万人を超えた。

国民年金の保険料と給付状況も一例ではあるが紹介しておきたい。昭和五十四年十二月三十一日時点での拠出年金の保険料は、月額三三〇〇円となっていた。そのほか拠出年金の一つである老齢年金を県内で一八万三〇九九人が受給していた。二五年の保険料納付で年額四七万七〇〇円、一〇年の保険料納付で年額二九万六九〇〇円、五年の保険料納付で年額二四万一三〇〇円が受給できた。また、昭和五十四年十二月三十一日時点で福祉(無拠出)年金の一つである老齢福祉年金を県内で一五万

九〇六四人が受給しており、その支給額は年額二四万円(定額)であった。

兵庫県内の厚生年金(老齢年金、遺族年金などを支給)の加入者数については、昭和四十五年度が一〇一万人、五十年度が九九万人と、横ばいで推移していた。補足すると、厚生・国民の両年金は、昭和四十年代に給付水準の改善が繰り返され、四十八年には物価スライド制なども導入されている。また、厚生・国民の両年金の積立金は、全て大蔵省資金運用部に預託され、預託増加見込額の一定割合が年金福祉事業団(昭和三十六年設立の特殊法人)や地方自治体等を通じ、年金融資として社会福祉施設の整備、住宅資金の貸付けのようになされた。兵庫県では昭和四十二年度から五十四年度までの年金福祉事業団の融資総額が八二四億円(九一七九件、全て厚生年金に基づく融資)、特別地方債の融資総額が厚生

年金分で一五三〇億円（二〇一〇件）、国民年金分で八二四億円（二七九八件）に、それぞれ及んでいる。

### 三 母子福祉と女性の保護

**母子世帯** 昭和四十年代から五十年代にかけての母子世帯（便宜上「母子家庭」と表記する場合もある）や父子福祉

の福祉 世帯は、配偶者のいない母あるいは父とその子（二十歳未満で独身のもの）によって構成される世帯として定義されていた。この時期の兵庫県内の母子・父子世帯の状況は、昭和五十一年に兵庫県民生部がまとめた『母子世帯等の実態―母子世帯、父子世帯の生活実態調査報告』で、神戸市を除き把握することができる。表43によると、推計値になるが昭和五十年時点で県内には母子・父子世帯が合わせて約二万五〇〇〇世帯あり、そのうちの約七割が市部に居住していた。母子世帯になった原因であるが、昭和三十六年調査では、その八割が死別（病死、戦争死亡）であった。しかし、昭和五十年調査によると、死別は六割弱まで縮小し、代わって離婚、遺棄・行方不明、未婚の母の割合が合わせて四割に拡大している。父子世帯については、昭和五十年調査によると原因の九割超が死別や離婚となっていた。それから時代が進むにつれて母子世帯の世帯主の年齢が若年化、すなわち二十歳以上四十歳未満の割合が拡大する傾向にあった。その後、県内の母子世帯は、昭和五十三年四月一日時点で二万八五八〇世帯（うち神戸市が八四七〇世帯）に上っている。離婚などで母子世帯となった家族や、配偶者との死別・離別によって寡婦となった者の生活は、少なからず逼迫を余儀なくされていた。そうした状況を解消するために、多様な対策が導入されている。

まず、母子世帯・寡婦への経済的援助として、昭和三十四年の国民年金法の制定に伴って創設された母子

表43 母子・父子世帯の状況

| 区分    |    | 母子世帯   |      |       | 父子世帯  |      |       | 全世帯数      |       |
|-------|----|--------|------|-------|-------|------|-------|-----------|-------|
|       |    | 世帯数    | 出現率  | 構成比   | 世帯数   | 出現率  | 構成比   | 世帯数       | 構成比   |
| 昭和50年 | 総数 | 21,800 | 2.2% | 100%  | 3,765 | 0.4% | 100%  | 1,005,739 | 100%  |
|       | 市部 | 16,047 | 2%   | 73.6% | 2,695 | 0.3% | 71.6% | 806,594   | 80.2% |
|       | 郡部 | 5,753  | 2.9% | 26.4% | 1,070 | 0.5% | 28.4% | 199,145   | 19.8% |
| 昭和36年 | 総数 | 30,268 | 4.2% | —     | —     | —    | —     | 648,737   | —     |

(注) 神戸市を除いた数値であり、昭和50年は推計値。

(『母子世帯等の実態—母子世帯、父子世帯の生活実態調査報告』を参照して作成)

金に加えて児童扶養手当の支給を兵庫県知事に申請したところ、併給禁止規定を  
 兵庫県在住の全盲かつ夫との離別後に子供を扶養していた堀木文子ほりきふみこが障害福祉年  
 養手当を支給しないという併給禁止規定が存在していた。昭和四十五年になって  
 ところ、併給禁止規定を  
 養手当を支給しないという併給禁止規定が存在していた。昭和四十五年になって  
 ところ、併給禁止規定を

給者数は増加傾向にあった。  
 を定めていた。兵庫県では図102のとおり昭和四十年代半ばから児童扶養手当の受  
 給者数は増加傾向にあった。

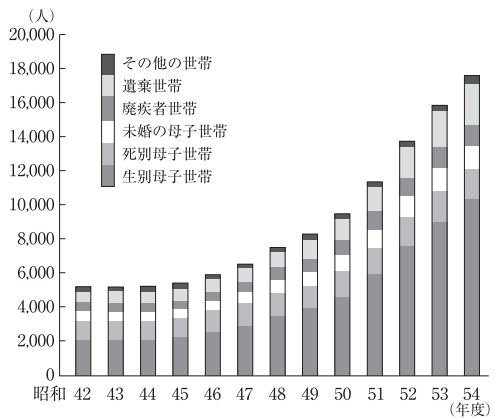


図102 児童扶養手当の原因別受給者数  
 (『社会福祉行政業務報告』より作成)

重度の心身障害で廃疾の状態にある児  
 遺棄された児童、未婚の母の子、父が  
 婚、未婚の母などを含む)の児童、父に  
 て発足したもので、生別母子世帯(離  
 法は、母子福祉年金の補完的的制度とし  
 は、児童扶養手当法が制定された。同  
 支給する制度になる。昭和三十六年に  
 と死別した子のある妻、寡婦に年金を  
 年金、寡婦年金がある。これらは、夫  
 (準母子)福祉年金及び母子(準母子)



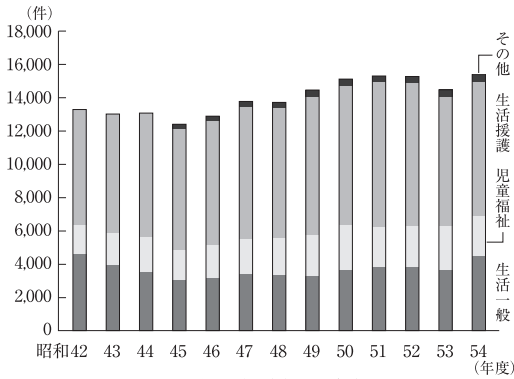


図103 母子相談員の活動状況  
 (『母子福祉のしおり』より作成)

理由に却下された。その後、行政不服申立も却下されるに至ったことから、処分の取消を求める行政訴訟へと発展した。いわゆる「堀木訴訟」である。昭和四十七年九月二十日に神戸地方裁判所は、児童扶養手当法の併給禁止の規定が日本国憲法第一四条に違反するなどの理由をもって、四十五年の兵庫県知事による児童扶養手当の支給申請却下の処分を取り消す判決を下した。この結果を受けて昭和四十八年十月に国は、児童扶養手当法を改正した。これにより児童扶養手当と障害福祉年金及び老齢福祉年金との併給が認められるようになった。なお、堀木訴訟は、大阪高等裁判所（昭和五十年十一月十日）及び最高裁判所（五十七年七月七日）で、原告側が敗訴した。

続いて昭和三十九年に、母子福祉法が制定された。同法の第七条に基づいて各都道府県に配置されたのが母子相談員になる。その業務は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うことにあった。母子相談員の活動状況は、図103のとおりである。昭和四十年代に兵庫県内では、神戸市の各行政区に一人、県の福祉事務所または市町に三四人が置かれていた。昭和四十年代後半の県内の母子相談員の活動は、生活援護（母子福祉資金、児童扶養手当など）、生活一般（住宅、医療、就職、結婚、家庭紛争など）、児童福祉（養育、教育、就職など）に関する相談や指導が中心であった。昭和五十年代になると、母子世帯の抱える問題は複雑化し、

遺産相続や慰謝料問題といった法律相談が増加した。そのために県は、女性弁護士一名を専門相談員として委嘱し、特別相談を開始している。専門相談員は、遠隔地を巡回して特別相談を実施することもあった。

母子福祉法に関係した施設としての母子福祉センター（母子会館）は、昭和五十四年度時点で兵庫県内の八カ所（兵庫県母子会館、神戸市立母子福祉センター、兵庫区母子福祉会むつみ会館、尼崎市立母子福祉センター、明石市立母子会館、西宮市立母子福祉センター、洲本市母子会館、春日町（現丹波市）立母子福祉センター）に設置されている。母子福祉センターは、母子福祉団体等の活動の拠点として、母子世帯からの各種相談に応じ、生活指導及び生業指導を行うなどの役割を担った。母子世帯に対して無料または低額な料金で、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する母子休養ホームも置かれていた。

これら以外の行政による母子世帯への支援策として、自立促進対策（職業訓練手当の支給、公共施設内での売店・食堂・喫茶の設置やたばこ小売人の申請の許可）、調理講習会（昭和四十七年度に開始）、母子世帯への介護人派遣、公営住宅での母子世帯向けの特別枠確保、母子福祉団体の育成などがある。母子世帯への介護人派遣は、兵庫県婦人共励会に事業委託されていた。母子福祉団体の育成には、兵庫県婦人共励会への母子家庭指導者研修事業等の事業委託、若年母子家庭リーダーの育成をはじめとした取組が含まれている。なお、昭和四十年代前半には兵庫県母子家庭後援会が存在し、母子家庭向けに身元保証、法律相談、就職児童励会などを開催していた。昭和五十四年七月には、県が母子家庭医療費給付助成事業を開始した。これは、市町の実施する母子家庭医療費給付事業の費用を県が一部助成していく内容であった。

母子世帯や寡婦に諸種の資金を貸し付ける仕組みも構築されている。母子世帯に向けては、昭和二十七年

## 第六章 社会や家族の構造変化と社会福祉の展開

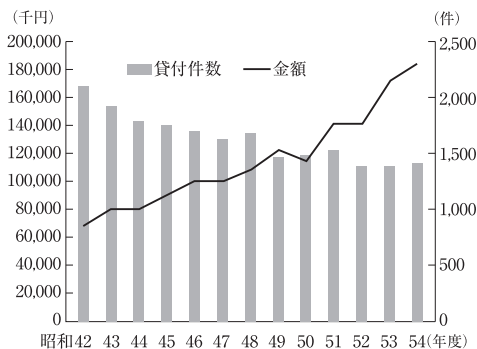


図104 母子福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』より作成)

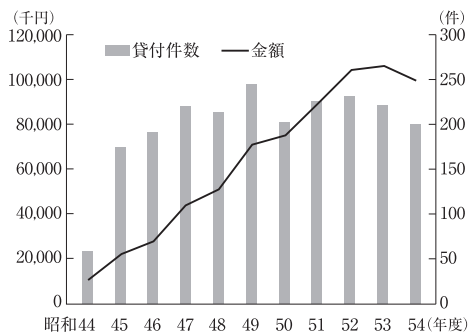


図105 寡婦福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』より作成)

に制定された母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づき、母子福祉資金（修学資金、事業継続資金、事業開始資金、住宅資金など）の貸付けがなされてきた。兵庫県内の年次別の貸付件数並びに金額の推移は、図104のとおりである。そのほかに県の制度として母子福祉小口資金（生活資金や結婚資金）の貸付けも行われており、こちらは兵庫県婦人共励会に事業委託されていた。

寡婦に向けては、昭和四十四年に国の制度である寡婦福祉資金制度要綱の制定を受けて、寡婦福祉資金貸付制度が創設され、あわせて資金の貸付けが開始された。これは、寡婦世帯の経済的自立助長を促すための制度である。制度導入当初の貸付対象は、資金の貸付けを受けることにより経済的自立と生活意欲の助長が

認められる四十歳以上の寡婦となっており、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、結婚資金などの貸付けがなされた。兵庫県内の年次別の貸付件数並びに金額の推移は、図105のとおりとなっている。

それから兵庫県では、官民によって複数の母子寮が運営されていた。昭和二十二年制定の児童福祉法に基づき設置された母子寮は、配偶者の

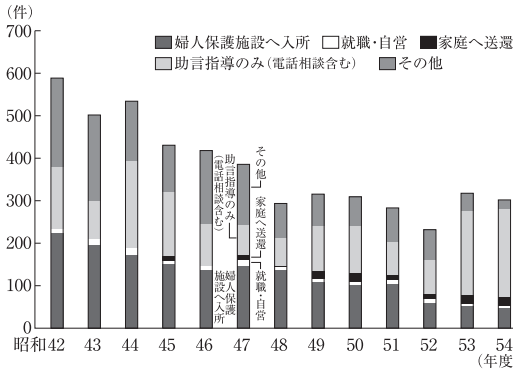


図 106 県立婦人相談所の年度別処理状況  
(『婦人保護事業概要』より作成)

ない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて保護する施設である。昭和五十四年時点の公立の母子寮は、神戸市立母子寮ひより荘、尼崎市立母子寮、藤江母子寮(明石市)、西宮市立母子寮、洲本市立母子寮、千草寮(豊岡市)、御津母子寮(御津町(現たつの市))の七カ所になる。社会福祉法人や社団法人が設置主体の母子寮も県内一カ所にあった。

**女性の保護**

経済的理由や家庭的理由で生活苦に陥るなどしていた女性(「婦人」と呼称する場合も多い)には、次のような対策が施された。

昭和三十一年の売春防止法の成立を受けて、兵庫県は同年に兵庫県立婦人相談所の設置及び管理に関する条例を制定した。そして、この条例に基づいて兵庫県立婦人相談所を神戸市に設置している。婦人相談所の業務は、相談、調査及び医学的・心理学的・職能的判定、一時保護、移送、啓蒙活動、関係機関(地方検察庁、警察署、各関係福祉機関、労働機関等)との連携である。

婦人相談所のほかに、婦人相談員や婦人保護収容施設が配置された。婦人相談員は、売春防止法に基づいて都道府県知事または市長が委嘱し、要保護女子の発見、相談、指導などを行う職務になる。昭和五十年時点での兵庫県内の婦人相談員は、県相談員が五人、各市相談員が二〇人、婦人母子相談員が三人(兼務)となっている。婦人保護収

容施設は、売春防止法に基づいて設置され、保護更生の措置や家庭的雰囲気の中で指導援助を行うことを目的としていた。昭和五十四年には県内で神戸婦人寮（昭和二十二年開設）、姫路婦人寮（二十二年開設）、神戸市立青葉寮（三十八年開設）が設置されている。これらの施設の総収容定員は一一〇人であった。また、千葉県の長期収容施設かいた婦人の村で兵庫県の六人の枠を契約し、収容については婦人相談所長が措置することとした。

兵庫県立婦人相談所の年度別処理状況は、図106のとおりである。件数は、昭和四十年代初頭をピークにして、その後は減少傾向にあり、五十年代前半は三〇〇件前後で横ばいになっている。主な対応は、婦人保護収容施設への入所の手配や助言指導などであった。

#### 四 援護行政の実施

恩給支給と戦没 第二次世界大戦は、日本だけで軍民合わせて三〇〇万人以上の犠牲者を出した。表44の  
者遺族等の援護 おり兵庫県の戦没者は、九万七三八六人に上っている。南方での戦没者は五万三一一〇人

（陸軍四万二八六三人、海軍一万二四七人）、北方での戦没者は二万三二四六人（陸軍二万一六〇九人、海軍一五三七人）、本邦での戦没者は二万一一三〇人（陸軍一万三三三四人、海軍七八九六人）である。なお、戦没者には叙位叙勲が行われており、昭和五十四年末時点で県内の七万七九六〇人に伝達されていた。

戦後は、恩給並びに戦没者遺族・戦傷病者とその家族の援護をめぐる制度の整備が進められている。旧軍人・軍属（軍人以外で軍隊に所属・勤務していた者）は、大正十二（一九二三）年に制定された恩給法に基づい

表44 出身地域別戦没者数

| 地域別 | 陸軍     | 海軍     | 合計     |
|-----|--------|--------|--------|
| 神戸  | 17,166 | 5,054  | 22,220 |
| 阪神  | 8,468  | 1,877  | 10,345 |
| 東播  | 13,249 | 3,248  | 16,497 |
| 西播  | 18,219 | 4,313  | 22,532 |
| 但馬  | 9,209  | 2,148  | 11,357 |
| 丹波  | 4,786  | 1,181  | 5,967  |
| 淡路  | 6,609  | 1,859  | 8,468  |
| 合計  | 77,706 | 19,680 | 97,386 |

(「兵庫県民福祉白書」より作成)

て恩給を受ける権利を有してきた。ところが終戦後の昭和二十一年にGHQの指令で、重度の傷病者への恩給を除いて旧軍人・軍属への恩給が一時的に廃止（勅令第六八号による）された。日本が主権を回復した直後の昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され（遺族への弔慰金の支給等を規定）、二十八年には旧軍人・軍属への恩給支給が復活し（総理府恩給局の所管）、受給権利者の範囲も拡大されていくことになる。昭和三十八年に戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者手帳の交付を基に療養の給付等が実施されるようになった。さらには、昭和三十八年に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、四十年に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、四十一年に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、四十二年に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が、それぞれ制定されている。

兵庫県は、国の委任事務として援護行政を担当するだけでなく、県単独事業として戦没者の慰霊（県戦没者追悼式の開催、戦没者慰霊碑の建設に対する助成、遺族による戦没者遺骨収集・慰霊巡拝への旅費補助）などを実施した。そのほかに県は、恩給の受給権利者の失権を防止するための取組（具体例として広報や市町村窓口へのポスターの配布）や、関係者向けの説明会を開催している。県民生部援護課には相談担当の職員が配置され、各種相談を受け付けてきた。また、恩給の請求、軍歴証明に関する軍歴調査、遺族関係の諸給付金の請求といった旧軍関係の業務は、戦後に旧連隊区司令部などから引き継がれた兵籍資料に基づき実施されることから、その整備・保存（マイクロフィルム化）を県が担った。マイクロフィルムシステムは、昭和五十三年度

表45 旧軍人・軍属の普通恩給と普通扶助料の受給状況  
(人、百万円)

| 種別       | 受給人員   | 支給金額   |
|----------|--------|--------|
| (1)普通恩給  | 67,500 | 20,992 |
| (2)普通扶助料 | 12,000 | 3,732  |
| 計        | 79,500 | 24,724 |

(注1) 受給人員は、恩給局受給権調査の結果、把握した兵庫県内居住者で(1)については昭和53年9月30日現在、(2)については昭和52年現在の推定人員である。  
(注2) 支給金額は、最低保障額を乗じて得た推定である。  
〔兵庫県民福祉白書〕より作成)

から導入に向けた準備が進められ、五十六年に完成、稼働を開始している。これらを踏まえ以下では、恩給の支給並びに戦没者遺族・戦傷病者とその家族の援護の内容について説明する。

旧軍人・軍属は、前述のとおり恩給法の適用を受けた。軍人恩給の種類(昭和五十三年時点)には、普通恩給、普通扶助料、公務扶助料、傷病恩給、傷病者遺族特別年金、一時恩給、一時扶助料、一時金がある。兵庫県内での昭和五十年代前半の旧軍人・軍属の普通恩給と普通

扶助料(普通恩給受給者の遺族が対象)の受給状況は、表45のとおりとなる。他方で、恩給法が適用されない旧軍属・準軍属等もいた。それらで援護を必要とする人々(戦没者遺族、戦傷病者)には、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用されることになった。

戦没者遺族には、弔慰金の支給のほかに、公務扶助料の支給(恩給法に基づく)、遺族年金・遺族給与金の支給(戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく)及び処遇範囲の拡大、特別給付金(妻・父母)・特別弔慰金(遺族)の支給及び対象範囲の拡大等がなされた。加えて兵庫県内に戦没者遺族相談員(厚生大臣の委嘱)を配置し、生活上の問題や年金・特別給付金などの相談に応じた。

戦傷病者には、増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷病賜金を含めた傷病恩給(恩給法に基づく)あるいは障害年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく)の支給とともに、戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付、療養の給付、療養手当や葬祭費の支給、国鉄乗車(船)無賃取扱い、補装具の支給・修理などが

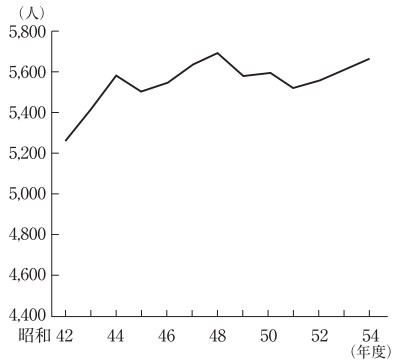


図 107 戦傷病者手帳保持者数の推移  
 (『共生と平和の世紀をめざして  
 —兵庫の援護50年』より作成)

持者数の推移は、図107のとおりである。

こちらに関連して兵庫県は、昭和四十年に戦傷病者相談員(厚生大臣の委嘱)を配置した。相談内容は、戦傷病者の援護制度の受給に関することや、職業的更正に関するものなどであった。さらに県は、昭和四十五年度から戦傷病者機能回復療養事業を開始している。これは、傷痍(しょうい)軍人会の協力を得て行われた。神経痛やリニューマチなど身体の機能障害を有していた戦傷病者に温泉療養を提供する同事業は、昭和六十二年度まで続けられ、延べ三八五〇人が参加した。それから戦時中に外傷を負い手術の直前にレントゲン造影剤のトロラストを注射された元将兵たちに健康被害のおそれが生じたため、昭和五十二年度から厚生省の委託を受けた兵庫県が、その注入の有無を調査するための特別検診を実施している。

実施された。なお、傷病年金または特例傷病恩給の受給者が一般の病  
 気・怪我で死亡した場合は、その遺族に傷病者遺族特別年金が支給(恩  
 給法に基づく)されるようになっていく。障害一時金、特例障害年金、  
 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給や、戦傷病者に対する税の  
 減免等の措置も行われてきた。昭和五十二年時点で兵庫県から厚生省  
 に、傷病恩給七七六三件(累計)、障害年金三四三四件(累計)、戦傷  
 病者等の妻に対する特別給付金五五四八件及び同継続分一七七六件  
 (どちらも累計)が、それぞれ進達されていた。県内の戦傷病者手帳保



表46 兵庫県への中国残留邦人の帰国状況

| 区分     | 永住帰国者   | 一時帰国者    | 計        |
|--------|---------|----------|----------|
| 昭和48年度 | 3世帯 6名  | 3世帯 4名   | 6世帯 10名  |
| 49     | 5世帯 13名 | 16世帯 20名 | 21世帯 33名 |
| 50     | 7世帯 17名 | 12世帯 14名 | 19世帯 31名 |
| 51     | 3世帯 8名  | 11世帯 15名 | 14世帯 23名 |
| 52     | 1世帯 2名  | 7世帯 12名  | 8世帯 14名  |
| 53     | 3世帯 13名 | 6世帯 8名   | 9世帯 21名  |
| 54     | 9世帯 19名 | 8世帯 15名  | 17世帯 34名 |

〔共生と平和の世紀をめざして—兵庫の援護50年〕より作成

引揚者 第二次世界大戦後に未帰還者、すなわち自己の意思に反して外地に残留を余儀なくされている一  
 の援護 般邦人あるいは未復員の軍人・軍属が数多く存在していた。兵庫県を本籍とする未帰還者は、昭和四十三年四月一日時点で四四人（一般邦人三一人、軍人・軍属一三人）、五十三年三月三十日時点で三八人（一般邦人二九人、軍人・軍属九人）が把握されている。

昭和二十八年に未帰還者留守家族等援護法、三十二年に引揚者給付金等支給法、三十四年に未帰還者に関する特別措置法、四十二年に引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律が、それぞれ制定された。これらによつて留守家族への手当の支給、未帰還者の帰国時の旅費支給、死亡が推定される者の戦時死亡宣告

及び戸籍処理、引揚者とその遺族・引揚前死亡者の遺族に対する給付金あるいは特別交付金の支給などが可能になった。兵庫県の民生部援護課は、未帰還者の調査究明と発見された者で引揚げを希望する者への帰国支援を担当した。

さて、昭和四十七年に田中角栄内閣の下で日本と中華人民共和国（以下、中国）の国交回復が実現した。これによつて、中国大陸に残留を余儀なくされていた日本人女性、孤児（世帯）の帰国が開始された。日中国交回復後の兵庫県への中国残留邦人の帰国状況は、表46のとおりである。

昭和四十八年十月に、永住のための帰国、親族訪問や墓参などを目的とする中国残留者への国の支援策として一時帰国旅費国庫負担制度が創設された。

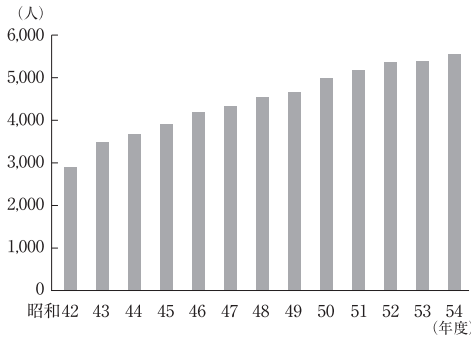


図 108 被爆者健康手帳交付状況  
 (「兵庫県民福祉白書」より作成)

これに則して兵庫県は、定着後の住宅、生活の介護などの援護を定着地市町と協力しながら展開し、帰国者に知事見舞金（一家族につき五万円）を支給した。また、留守家族及び外地残留者には、慰問事業として年末に慰問品を贈呈していた。

引揚実現後の支援体制として兵庫県は、昭和五十三年六月に引揚者生活指導員（二名）を選任した。これは、昭和五十二年に厚生省の業務として開始された事業である。引揚者生活指導員は、都道府県知事によって選任され、引揚者の家庭を訪問し、言語、就職、日常生活などの諸問題の相談に対応した。そのほかに県は、中国からの帰国者及びその家族を対象に、昭和五十三年一月から兵庫県福祉センターに日本語教室を開設している。この事業は、兵庫県海外同友会に業務委託された。

#### 原子爆弾被爆者の援護

昭和二十年八月に広島市と長崎市に原子爆弾が投下され、数十万人が犠牲となった。また、放射能による健康被害に苦しむ原子爆弾被爆者（以下、被爆者）を数多く生み出した。

被爆者の救済を図るべく国は、昭和三十二年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を制定し、被爆者健康手帳の発行や被爆者の健康管理及び医療措置を講じるに至った。昭和四十三年には原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、被爆者に各種手当の支給を行うようにもなっている。

兵庫県内でも被爆者への支援がなされた。図108は、県内の被爆者健康

表47 被爆者への各種手当の認定及び支給状況

| 区分     | 53.3.31<br>現在認定数 | 支給件数   | 支給額<br>(千円) |
|--------|------------------|--------|-------------|
| 特別手当   | 40               | 477    | 12,936      |
| 医療手当   | —                | 349    | 5,542       |
| 健康管理手当 | 586              | 6,870  | 99,807      |
| 保健手当   | 677              | 7,777  | 56,515      |
| 介護手当   | 0                | 0      | 0           |
| 葬祭料    | —                | 30     | 1,590       |
| 計      |                  | 15,503 | 176,390     |

(『兵庫県民福祉白書』より作成)

手帳の交付状況を示したもので、年を追うごとに交付数が増加している。被爆者には特別手当、医療手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、葬祭料が支給された。昭和五十二年度末時点での県内の被爆者への各種手当の認定及び支給状況は、表47のとおりとなっている。葬祭料を除く手当には本人、配偶者または扶養義務者の所得税額により支給制限があったほか、特別手当、健康管理手当、保健手当については併給されないことになっていた。

健康管理及び医療措置に関しては、被爆者を対象とする定期健康診断(毎年七月、十一月)や委託病院・保健所での希望診断、認定疾病に対する医療給付、一般疾病医療費の支給が実施されている。健康診断は、一般検査と精密検査の二種類がある。兵庫県内では昭和四十年代から五十年代前半にかけて、毎年二〇〇〇件超(うち約一割が精密検査)の健康診断が行われていた。認定疾病に対する医療給付は、負傷または疾病が原子爆弾の障害作用に起因すると厚生大臣が認定した場合に医療の提供を行う制度である。昭和五十三年三月末時点で県内の一二カ所の指定医療機関において、三五人の被爆者が医療を受けていた。一般疾病医療費の支給は、被爆者が原子爆弾に起因しない一般疾病で、一般疾病指定医療機関にかかった場合に、社会保険の給付額を控除した残りの医療費を給付する制度になる。

## 島田叡と兵庫・沖縄両県のつながり

第二次世界大戦末期の昭和二十年に、沖縄県では激しい地上戦が展開された。組織的な戦闘が終結した六月二十三日が昭和三十六年に「慰霊の日」と定められてからは毎年、糸満市摩文仁の平和祈念公園で沖縄全戦没者追悼式が開催されてきた。広大な敷地の平和祈念公園であるが、その一角には昭和三十九年に建立された、沖縄戦で犠牲となった兵庫県出身の軍人三〇七三名を慰霊する、のじぎくの塔がある。

さらに公園の中央部に進むと島守之塔を見つけられよう。これは、沖縄県民のために尽力した沖縄県知事の島田叡や沖縄県職員慰霊塔になる。この塔の少し奥にある高台には、島田と当時の沖縄県警察部長であった荒井退造の終焉之地碑もある。

これらの塔や碑に名を刻まれている島田叡は、

兵庫県出身である。島田は、明治三十四年十二月二十五日に須磨村（現神戸市須磨区）で生まれ、大正三年に第二神戸中学校（現兵庫県立兵庫高等学校）、八年に第三高等学校、十一年に東京帝国大学（法学部）に進学する。中学から大学まで野球部に所属し、俊足巧打の選手として名を馳せた。

大正十五年四月に内務省に採用されると、同年十一月に高等文官試験（現国家公務員総合職試験）に合格する。内務省の官僚として、主に府県での警察や内政を担当する地方官吏の勤務を続けた。島田は、本省の指示に唯々諾々と従うのではなく、赴任地の実情に即した対応を心がけていたという。彼の座右の銘は「断而敢行鬼神避之」（断じて敢行すれば、鬼神もこれを避く）であった。

島田の運命は、大阪府内政部長を務めていた昭和二十年一月に大きく変転する。香川県知事へと

転任した泉守紀いずみしゆきの後任として、第二七代の沖繩県知事就任の打診を受けたのである。当時の知事は、現在のような公選ではなく、官選であった。また、沖繩県が戦場になることが必至の状況ということもあって、候補者の選定も難航していた。島田は、この提案を承諾し、反対する家族を残して単身、沖繩県へと赴いた。

無事に沖繩に到着した島田は、軍部との関係改善に腐心しつつ、県民の沖繩本島北部への疎開促進や台湾での食糧調達に奔走した。昭和二十年三月二十三日に米軍の空襲が開始されると、県庁を首里にある壕へと移転させた。三月二十六日より沖繩諸島への上陸作戦が開始され、戦局が日本側の不利に傾いていく中で、島田や県職員は沖繩本島南部にある壕を移りながら、食糧の確保などの対応に努めた。五月六日には、戦場における行政機構として沖繩県後方指導挺身隊（以下、挺身隊）を創設し、戦意昂揚、夜間増産、壕生活指導を図

るなどしている。

戦局が悪化の一途を辿るにつれて、島田や県職員は沖繩本島の南端へと追いやられていった。島田は、六月三日に挺身隊を小集団に改編し、六月七日（六月九日など諸説あり）には沖繩県庁の解散を命じた。職員らに自らの命を大切にしよう伝え、自身は軍の壕を目指している。六月二十六日に島田は、荒井退造とともに沖繩本島の最南端にある摩文仁の軍医部壕を出たのを最後に、消息を絶った。彼の最期は、様々な伝聞があるもの、確たることはいまだに分かっておらず、遺骨も見つかっていない。

沖繩戦から八〇年近くが経過した今日に至るまで、沖繩県民や兵庫県民によって島田を顕彰する動きが続けられてきている。敗戦後の昭和二十六年に沖繩戦を生き抜いた県職員らが建立したのが、前述の島守之塔（平成十六年に建替え）である。島守之塔の横にはその後、旧制第三高等学校野球

部有志による鎮魂碑と兵庫県立兵庫高等学校による顕彰碑（同じ碑を高校にも設置）も置かれた。兵庫県立兵庫高等学校では、昭和三十九年に敷地内に合掌の碑が建立されたほか、島田杯というトロフィーが作られ、沖縄県高校野球連盟に寄贈されている。

昭和四十七年からは兵庫県と沖縄県による友愛運動が続けられてきた。それを象徴する施設として、那覇市の奥武山運動公園に兵庫・沖縄友愛グラウンド（多目的グラウンド）があり、平成二十

七年には島田叡氏顕彰碑が建立されるに至った。そのほか阪神・淡路大震災の発災時に兵庫県知事であった貝原俊民は、後に震災対応にあたり幾度も島田の強い信念と責任ある行動を思い起こしたと述べている。

島田の最期まで沖縄県民のために奮励した姿は、多数の書籍、報道などで紹介され、映画も制作された。彼の生き様は、これからも人々の心を動かし続けていくのであろう。